

等級ごとの職員数の公表（令和3年4月1日）

地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づき、年度当初の等級別の職員数を下記のとおり公表いたします。

給料表（1）

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事の職務 2 主事補の職務	31	9.1	主事	24	196	57.5	係員級
				技師	4			
				主事補	3			
				計	31			
2級	主任の職務	58	17.0	主任	58	69	20.2	係長級
				計	58			
3級	1 主査の職務 2 副主査の職務	107	31.4	主査	33	69	20.2	係長級
				副主査	74			
				計	107			
4級	1 副主幹の職務 2 困難な業務を分掌する主査の職務	69	20.2	副主幹	33	47	13.8	課長補佐級
				主査	36			
				計	69			
5級	1 課長補佐の職務 2 主幹の職務	47	13.8	課長補佐	31	29	8.5	課長級
				主幹	16			
				計	47			
6級	1 会計管理者の職務 2 課長の職務 3 指導主事の事務に従事する課長補佐の職務	22	6.5	課長	17	7	2.1	課長級
				支所長	2			
				室長	2			
				課長補佐	1			
				計	22			
7級	1 会計管理者の職務 2 複雑困難な業務を掌る本庁の課長の職務	7	2.1	会計管理者	1	10	100.0	合計
				課長	4			
				事務局長	1			
				市長補佐官	1			
				計	7			
合計		341	100.0					

給料表（2）

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能労務職員の職務	0	0.0	技能労務職員	0	3	30.0	技能労務職員級
				計	0			
2級	技能労務職員の職務	3	30.0	技能労務職員	3	7	70.0	副主任技能労務職員級
				計	3			
3級	副主任技能労務職員の職務	7	70.0	副主任技能労務職員	7	0	0.0	主任技能労務職員級
				計	7			
4級	主任技能労務職員の職務	0	0.0	主任技能労務職員	0	10	100.0	合計
				計	0			
合計		10	100.0					

給料表（3）

等級	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	医師の職務	0	0.0	医師	0
				計	0
2級	診療所長の職務	0	0.0	診療所長	0
				計	0
3級	病院長又は高度な技術若しくは経験を必要とする診療所長の職務	1	100.0	病院長	0
				診療所長	1
				計	1
4級	高度な技術若しくは経験を必要とする病院長の職務	0	0.0	病院長	0
				計	0
合計		1	100.0		